**西予市消費生活センターからのお知らせ（令和2年1月）**

○「初回実質０円」お試しのはずが定期購入に

【相談事例】

　雑誌やテレビ、インターネットで見られる「初回実質０円」などと書かれた広告。お試しで商品を注文すると定期購入に申し込んでいて、解約できないなどの相談が寄せられています。

インターネットで化粧品を「初回実質０円」で購入できるという広告を見て注文。後日、請求書が入った同じ商品が再び届きました。業者に電話すると、４回以上の購入が条件の定期購入になっていて、申込画面に書いてあると言われました。

【トラブルに遭わないために】

●通信販売で商品を購入した場合、クーリング・オフ制度の対象になりません

●申込時に契約内容や「定期購入が条件でないか」「解約や返品ができるか」

などの条件をしっかり確認しましょう

【お問合せ先】

西予市消費生活センター　℡0894-62-1285